

UAEにおける梨販路開拓プロモーション業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注するUAEにおける梨販路開拓プロモーション業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務の概要

(1) 目的

UAEにおいては、これまで梨（にっこり）を中心に県産青果物の販路開拓に取り組み、現地プロモーションを実施することで現地バイヤーや消費者への認知拡大及び購買意欲喚起を実施してきた。これまでの現地プロモーションにより実需が健在化したことから、今後は、梨（にっこり）の本格的な輸出を実施するため、取引に係る具体的な要件のとりまとめ並びに輸出事業者と現地バイヤーの物流及び商流の構築を実現することを目的に業務を実施する。

(2) 対象国・地域

UAE

(3) 対象品目

梨「にっこり」

2 委託業務内容

(1) 輸入事業者又は現地バイヤーと連携した現地小売店での試食販売活動の実施

UAEの社会情勢、食習慣や新型コロナウイルス感染症等の状況を勘案の上、輸入事業者又は現地バイヤーと連携し、梨（にっこり）の認知度及び購買意欲の向上につなげるため、試食販売活動や効果的なPRを実施すること。

なお、収穫量の減少等により実施が困難な場合や、特別な事情により事業の追加が必要となった場合には、甲乙の協議により、実施内容を一部変更することができる。

ア 実施内容

現地消費者に対し効果的に梨（にっこり）の魅力を伝えるため、輸入事業者又は現地バイヤーと連携し、現地小売店において試食・販売活動を実施すること。

イ 実施期間

令和4(2022)年12月から令和5(2023)年1月までに合計2週間以上実施すること。

ウ 実施店舗数

2店舗以上

(2) 本県農産物の効果的なPR

UAEの消費者及びバイヤー等に対し、(1)に加えて効果的な媒体・手法を用いたPRを実施し、本県産農産物の認知度向上を図ること。

(3) 販促資材等の作成及び配布

本県産農産物の販促資材等を作成の上、現地でのプロモーション実施の際に現地消費者等へ

配布し、PRを行うこと。

(4) 現地検品等

現地到着時に検品等を行うこと。

(5) 本格輸出に向けた商流構築の取組

ア 取引条件のとりまとめ

継続的な輸出につなげるため、日本及びUAEの商取引文化を勘案し取引の基礎となる条件を整理することに加え、次年度以降、国内輸出事業者や現地輸入事業者に対し取引を開始する上で調整すべき事項について確認し、具体的な商流の検討が出来る取引条件をとりまとめること。

イ 商流構築の調整

とりまとめた取引条件を基に、国内輸出事業者及び現地輸入事業者と、商流の構築に向けた調整を図ること。

(6) その他の業務

本委託業務の実施に当たり甲が必要と認める関連業務を実施すること。

3 委託業務の実施場所

日本国内及びUAE

4 委託期間

契約締結の日から令和5(2023)年3月3日(金)までとする。

5 委託料の支払い等

委託料の支払いは、業務完了検査後の精算払いとする。

6 事業完了後の手続き

(1) 業務完了報告

乙は、委託業務の完了報告を以下の①及び②(いずれも任意様式)の提出により、契約期間内に行うこと。

① 業務完了報告書

② 成果品

ア 成果報告書(紙媒体3部及び電子媒体)

成果報告書には以下の内容を記述すること。

- a 事業の結果概要(実施店舗、期間、商流構築について等)
- b バイヤー及び消費者の反応
- c 委託業務に関するまとめ、課題、分析、考察
- d 輸出拡大を図るための課題及び提案
- e その他、委託業務に係る事項

イ 現地における主な活動記録写真（電子媒体（JPEG形式））

（２）処理状況の報告

乙は、甲の求めがあった場合、委託業務の処理状況について報告すること。

7 その他

- （１）乙は、本委託業務の実施に当たっては、甲と事前に協議及び調整を行うこと。
- （２）仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合については、甲乙の協議により決定する。
- （３）乙が委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報、栃木県個人情報保護条例（平成13年条例第3号）に基づいて取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めるものとする。
- （４）乙は、業務を第三者に一括して再委託することはできない。また、業務の一部を委託する場合は、甲と協議の上、実施することができる。
- （５）この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、甲と協議の上、仕様書の内容を一部変更可能とする。
- （６）業務実施にあたり、新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策に努めること。